	5　その他の教育費	人　口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.60
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.69
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.31
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.66
			6,000,000人を超える数	0.39
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.68
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.69
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.80
			同上900,000人を超える数	0.74
			密度補正	
			その団体の人口密度が250人以上のもの	
			その団体の密度	1.00
			その団体の人口密度が250人に満たないもの	
			その団体の密度	1.00
			250人に満たない数が50人までの数	0.16
			同上50人を超え100人までの数	0.14
			同上100人を超え150人までの数	0.11
			同上150人を超える数	0.03
			普通態容補正	
			指　定　都　市	0.897
			中　　核　　市	0.949
			その他の市町村	1.000
		高等専門学校及び大学の学生の数	種別補正	
			⑴　高等専門学校	3.04
			⑵　短期大学	
			ア　理学系学科、工学系学科、農業系学科及び保健系学科	3.85
			イ　文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	1.55
			ウ　家政系学科及び芸術系学科	2.58
			⑶　大学	
			ア　医学部（医学に関する単科大学を含む。）	16.70
			イ　歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）	9.77
			ウ　理科系学部（理学部、工学部、農学部、水産学部、薬学部及び看護学部（衛生学部を含む。）をいい、理学、工学、農学、水産学、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）	7.54
			エ　文科系学部（家政系学部及び芸術系学部を除く。）	1.00
			オ　家政系学部及び芸術系学部	3.06
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正	
			⑴　学校法人の設置する幼稚園	0.572
			⑵　学校法人の設置する小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程	0.971
			⑶　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	1.000
			⑷　学校法人の設置する通信制高等学校	0.211
			⑸　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校	0.572
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口	寒冷補正（寒冷度）	
			1～3　区	0.020
			4　区	0.020
			5　区	0.014
			6　区	0.008
			7　区	0.005
			8　区	0.003
			9　区	0.000
	2　社会福祉費	人　口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.90
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.92
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.93
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.93
			6,000,000人を超える数	0.94
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.39
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.38
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.36
			同上900,000人を超える数	0.31
			普通態容補正	
			特　　別　　区	1.000
			指　定　都　市	0.641
			児童相談所設置市	0.652
			中　　核　　市	0.774
			その他の市町村	1.000